

社会福祉法人向陽福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陽福祉会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員への報酬等)

第3条 役員及び監事、評議員に、次により報酬を支払うことができる。

報酬(年額) 10,000円

(支給日)

第4条 報酬は、毎年3月21日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。